

# チェーンソー使用の作業者の方へ

**令和2年8月1日以降、現行の特別教育では作業ができなくなります**

現在大径木、小径木分かれている特別教育が1つになり、科目が追加されますので追加講習(補講)が必要となります

## 【主な変更内容】

- ①胸高直径により区分されていた特別教育を統合する
  - ②下肢切創防止保護具の着用を義務付け
  - ③受け口、追い口を必要とする伐木胸高直径が40cmから20cmに見直し
  - ④既存の教育を修了している場合は、新規程の科目を一部省略できる
- ⇒補講を受けることで、新規程の特別教育を修了したとみなされます

安衛則第36条 第8号 (平成31年2月14日 厚生労働省労働基準局長 基発0214第9号)



## 免除コースの対象者について

伐木の特別教育(安衛則第36条-8、第36条-8-2)を修了されている方

※第36条-8修了者は、2.5Hの補講ですが、当教習所では該当のコースを行いませんので、時間数の多い補講を受講するのをご了承していただける方

## 補講の科目と料金

科目	時間	料金
作業に関する知識	2時間	¥12,000 (教本代・税込み)
関係法令	1時間	
伐木等の方法	2時間	
合計	5時間	

## お問い合わせ先

株式会社 PEO建機教習センタ 茨城教習所・水戸出張所

茨城教習所(かすみがうら) 茨城県かすみがうら市戸崎2328

tel 029-828-2370

水戸出張所 茨城県那珂市向山1269-1

tel 029-352-0285

ご予約はお電話、またはwebからお願いします

<https://kyosyu.pctc.co.jp/ibaraki/index.html>